

京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業

入札説明書

平成26年 5月26日

国立大学法人 京都大学

## < 目 次 >

第1章 対象事業の概要等	4
1 公告日	4
2 契約担当者	4
3 調達機関番号等	4
4 品目分類番号	4
5 担当部署	4
6 事業概要等	4
7 スケジュール	8
8 競争参加資格等	9
9 入札説明書等に関する説明会の開催	16
10 入札説明書等に関する質問の受付及び質問回答の公表（1回目・2回目）	17
11 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付並びに競争参加資格確認審査の結果の通知等	17
12 入札説明書等に関するVE提案・付帯事業提案の受付、入札説明書等に関する個別対話（VE提案・付帯事業提案に基づく）の開催、入札説明書等に関するVE提案（改定）・付帯事業提案（改定）の受付及び入札説明書等に関するVE提案（採否）・付帯事業提案（採否）の通知	21
13 入札辞退の受付	23
14 入札書等及び提案書の受付	23
15 入札保証金及び契約保証金	24
16 入札書の開札（入札金額の適格審査）	25
17 入札の無効	25
18 落札者の決定等	26
19 手続における交渉の有無	27
20 基本協定書の締結	27
21 特別目的会社の設立	27
22 事業契約書の締結	28
23 支払条件等	28
24 保険	29
25 随意契約により締結する予定の有無	30
26 苦情申立て	30
27 関連情報を入手するための照会窓口	30
28 その他	30
第2章 事業実施に関する事項	31
1 選定事業者の権利義務等に関する制限	31
2 大学と選定事業者の責任分担	31
3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	31
4 事業実施に関する事項	32
5 その他	33
第3章 提出書類一覧	35
添付資料1（入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等）	37
添付資料2（VE提案要領）	44
添付資料3（付帯事業提案要領）	47

京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業 入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業及び入札に係る条件を提示するものである。

本事業は、平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、入札手続は、「国立大学法人京都大学における政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続要領」（平成16年4月1日）、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年11月18日政令第300号）等に基づいて実施する。

本事業の基本的な考え方については、平成25年11月5日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の具体的な条件等について、実施方針に関する質問回答及び意見並びに個別対話等を反映しているため、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。

また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの（以下、入札説明書を含めて「入札説明書等」という。）とする。

- 1 「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業 様式集」（以下「様式集」という。）
- 2 「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業 要求水準書」※（以下、実施設計図書、別表及び資料を含めて「要求水準書」という。）
- 3 「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
- 4 「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）
- 5 「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）

なお、本入札説明書等及び入札説明書等に関する質問回答と、実施方針及び実施方針に関する質問回答に相違がある場合は、本入札説明書等及び入札説明書等に関する質問回答を優先するものとする。また、本入札説明書等及び入札説明書等に関する質問回答に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答によるものとする。

※ 入札説明書等のうち、要求水準書の一部（「実施設計図書」等）については、大学の担当部署において配布するので留意すること。配布の要領については、要求水準書によるものとする。

## 第1章 対象事業の概要等

### 1 公告日

平成26年 5月26日

### 2 契約担当者

国立大学法人京都大学学長 松本 紘

### 3 調達機関番号等

◎ 調達機関番号 415

◎ 所在地番号 26

○ 第1号

### 4 品目分類番号

41、42、75

### 5 担当部署

国立大学法人京都大学施設部施設企画課施設契約掛

所在地 京都府京都市左京区吉田本町

電話 075-753-2308

アドレス iyakukei-pfi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

### 6 事業概要等

#### (1) 事業名称

京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業（以下「本事業」という。）

本事業は、施設整備業務及び維持管理業務に係る「本体事業」、並びに、付帯事業に係る「付帯事業」（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）により構成される。なお、本入札説明書での付帯事業提案とは、特記がない限り、大学が採用を認めた付帯事業提案のうち最終的に提案がなされたものをいう。

#### (2) 事業場所

京都府京都市左京区吉田下阿達町（京都大学薬学部構内）

#### (3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成41年3月31日までの約14年3か月間（施設整備業務約1年9か月間、維持管理業務及び付帯事業12年6か月間）とする。

#### (4) 事業概要

##### 1) 事業方式

① 本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、選定事業者は、医薬系総合研究棟（以下「本施設」という。）の施設整備業務（設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、

建設等)を実施した後、大学に当該本施設の所有権を引渡し、事業期間中に係る本施設、薬学部総合研究棟、薬学部本館(以下、本施設に、警備業務のみの対象となる薬学部総合研究棟、薬学部本館を加えて「本施設等」という。)の維持管理業務、並びに、本施設の付帯事業(付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。)を実施するBTO(Build Transfer Operate)方式とする。なお、本入札説明書でのVE提案とは、特記がない限り、大学が採用を認めたVE提案のうち最終的に提案がなされたものをいう。

- ② 土地は、本体事業の実施に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。なお、付帯事業(付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。)の実施に伴う土地の貸し付けは予定していない。

## 2) 事業に供される公共施設等の種類等

### ① 公共施設等の種類

教育・研究施設(本施設等)

### ② 公共施設等の立地

#### ア 所在地等

- a 所在地 / 京都府京都市左京区吉田下阿達町(京都大学薬学部構内)
- b 敷地面積 / 19,339.17㎡
- c 前面道路 / 東側 8.0m(法42条1項1号道路)  
北側 10.5m(法42条1項1号道路)

#### イ 地域・地区等

- a 区域 / 市街化区域
- b 用途地域 / 第一種中高層住居専用地域
- c 防火指定 / 準防火地域
- d 形態規制
- i 建ぺい率 / 60%
- ii 容積率 / 200%
- iii 斜線制限 / 道路斜線:斜線勾配1.25  
隣地斜線:住居系地域(20m+1.25A)  
北側斜線:第一種中高層住居専用地域(10m+1.25A)
- iv その他 / 20m第1種高度地区、山並み背景型美観地区、眺望景観保全地区(近景・遠景デザイン保全区域)  
屋外広告物条例:第2種地域

### ③ 公共施設等の概要

- ア 施設名称 / 医薬系総合研究棟
- イ 構造階数 / RC造、地上5階、地下2階
- ウ 延べ面積 / 11,888.10㎡
- エ 建設場所 / 薬学部総合研究棟の南側、サービスサプライ棟の北側

※1 医薬系総合研究棟は、「一般部局専用スペース」、「プロジェクト研究等スペース」及びこれらに付随する共用部分(「交流スペース(アウトリーチエリア)」、「リフレッシュ

ユスペース（各階）」を含む。）により構成される。

※2 階数は、大学の設計どおりとする。

※3 延べ面積は、入札説明書等において提示する要求水準書の要件を満たすことを前提とし、上記に示す延べ面積内であれば、入札参加者による提案（VE提案による変更設計）を可能とする。ただし、入札参加者の提案（VE提案による変更設計）による延べ面積は、変更設計の業務後にあっても、提案面積の±0.5%の範囲内で納めるものとする。なお、VE提案による延べ面積の変更を行う場合にあっても、本施設の完成・引渡し期日を遵守するものとする。

### 3) 事業範囲

特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）は、PFI法に基づき、以下に掲げる本体事業に係る本施設の施設整備業務（設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設等）及び本施設等の維持管理業務、並びに、付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）とともに、これらを実施する上で必要となる業務を行う。なお、各業務における具体的な内容については、要求水準書及び事業契約書（案）において提示する。

<本体事業>

#### ① 本施設の施設整備業務

ア 事前調査（大学が提示する以外の地質調査等を含む。）業務及びこれらを実施する上で必要となる業務

イ 設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）業務及びこれらを実施する上で必要となる業務

ウ 建設業務及びこれらを実施する上で必要となる業務

エ 工事監理業務及びこれらを実施する上で必要となる業務

オ 周辺家屋影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる業務

カ 電波障害調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる業務

キ 各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる業務

※ 選定事業者が付帯事業を行う場合の、付帯事業の施設整備業務に係る費用等については、本入札説明書の「添付資料 VE提案要領」を参照のこと。

#### ② 本施設等の維持管理業務

ア 建物保守管理業務（本施設を対象とし、点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む。）

イ 建築設備保守管理業務（本施設を対象とし、設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む。）

ウ 外構施設保守管理業務（本施設を対象とし、点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。）

エ 清掃業務（本施設を対象とし、建築物内部及び外部・ガラス（内外）の清掃業務を含む。）

オ 警備業務（本施設等を対象とし、原則として機械警備とする。）

※1 維持管理業務に係る光熱水費は、本事業のサービス購入費に含めず、大学の直接の負担とする。

※2 選定事業者が付帯事業を行う場合の、付帯事業の維持管理業務に係る費用等については、本入札説明書の「添付資料 付帯事業提案要領」を参照のこと。

※3 大規模修繕（大規模修繕とは、大学が自らの事由により別途発注する大規模な修繕をいう。）は、本事業の事業期間中の実施は予定していない。なお、入札説明書等（主に要求水準書）に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模に係わらず、すべて選定事業者が行う業務範囲とする。

<付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）>

③ 付帯事業（入札参加者の提案（任意）とする。詳細については、本入札説明書の「添付資料 付帯事業提案要領」を参照のこと。）

ア 大学から本施設の長期貸付を受ける付帯事業

大学から本施設のうち「交流スペース（アウトリーチエリア）」、「リフレッシュスペース（各階）」、「その他の共用部分」の一部の長期貸付を受けて、以下に掲げる業務及びこれらを実施する上で必要となる業務を行う。

- a 付帯事業の施設整備業務
- b 付帯事業の維持管理業務
- c 付帯事業の運營業務

イ 大学から本施設の一部貸付を受ける付帯事業

大学から本施設のうち「交流スペース（アウトリーチエリア）」、「リフレッシュスペース（各階）」、「その他の共用部分」の一部の一部貸付を受けて、以下に掲げる業務及びこれらを実施する上で必要となる業務を行う。

- a 付帯事業の運營業務

ウ 大学から本施設の長期貸付及び一部貸付を受けない付帯事業

大学から本施設の長期貸付及び一部貸付を受けないで、以下に掲げる業務及びこれらを実施する上で必要となる業務を行う。

- a 付帯事業の運營業務

※ 選定事業者が付帯事業を行う場合の、付帯事業の運營業務に係る費用等については、本入札説明書の「添付資料 付帯事業提案要領」を参照のこと。

## 7 スケジュール

本事業のスケジュールは下表のとおりとする。(予定)

日 程 (平成26年)	内 容
<入札公告及び入札説明書等の公表関係>	
5月26日(月)~9月30日(火)	入札公告及び入札説明書等(実施設計図書を含む。)の公表
5月26日(月)~5月29日(木)	入札説明書等に関する説明会参加申込の受付
5月30日(金)	入札説明書等に関する説明会の開催
<質問回答関係>	
6月 9日(月)~6月11日(水)	入札説明書等に関する質問(1回目)の受付
6月23日(月)	入札説明書等に関する質問回答(1回目)の公表
8月 7日(木)~8月 8日(金)	入札説明書等に関する質問(2回目)の受付
8月26日(火)	入札説明書等に関する質問回答(2回目)の公表
<参加表明書及び競争参加資格確認申請書関係> ※ すべての申請を対象とする。	
6月25日(水)~6月27日(金)	参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付
7月 2日(水)	競争参加資格確認審査の結果の通知
7月 2日(水)~7月18日(金)	競争参加資格がないと認めた理由への説明請求の受付
7月28日(月)	競争参加資格がないと認めた理由への説明請求に対する回答の送付
<参加表明書及び競争参加資格確認申請書関係> ※ 設計に当たる者、付帯事業に当たる者の追加申請を対象とする。	
8月 7日(木)~8月 8日(金)	参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付
8月18日(月)	競争参加資格確認審査の結果の通知
8月18日(月)~9月 2日(火)	競争参加資格がないと認めた理由への説明請求の受付
9月 8日(月)	競争参加資格がないと認めた理由への説明請求に対する回答の送付
<個別対話(VE提案・付帯事業提案に基づく)関係>	
7月 3日(木)~7月 7日(月)	入札説明書等に関するVE提案・付帯事業提案の受付
7月11日(金)	入札説明書等に関する個別対話(VE提案・付帯事業提案に基づく)の開催
7月18日(金)~7月22日(火)	入札説明書等に関するVE提案(改定)・付帯事業提案(改定)の受付
7月31日(木)	入札説明書等に関するVE提案(採否)・付帯事業提案(採否)の通知
<入札辞退の受付関係>	
7月 2日(水)~9月30日(火)	入札辞退の受付
<入札書等及び提案書の受付関係>	
9月29日(月)~10月1日(水)	入札書等及び提案書の受付
10月 1日(水)	入札書の開札
10月下旬	プレゼンテーション・ヒアリング・落札者の選定
10月下旬	落札者の決定・公表
11月上旬	落札者との基本協定書の締結
11月下旬	審査講評の公表
12月中旬	選定事業者との事業契約書の締結

日 程	内 容
<事業の実施>	
平成26年12月 ～平成28年 9月30日(金)	施設整備業務（設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設等）の期間
平成28年 9月30日(金)	本施設の完成・引渡し
平成28年10月 1日(土)	本施設の供用開始
平成28年10月 1日(土) ～平成41年 3月31日(土)	維持管理業務及び付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限るものとし、維持管理業務及び運営業務）の期間
平成41年 3月31日(土)	事業契約の完了

## 8 競争参加資格等

### (1) 入札参加者が備えるべき要件等

#### 1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加者は、特別目的会社に必ず出資する者であること。なお、入札参加グループを構成する企業（以下「入札参加グループの構成員」という。）の中から応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
- ② 入札参加グループは応募に当たり、入札参加グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。
- ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。
- ④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、付帯事業に当たる者（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）が必ず含まれていること。

#### 2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- ① 「国立大学法人京都大学契約事務取扱規則」（平成16年4月1日）第4条の規定に該当しない者であり、かつ同規則第3条に規定する資格を有する者であること。
- ② 「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号）により、なお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の「商法」（明治32年3月9日法律第

48号) 第381条第1項の規定による会社の整理開始の申立てがなされていない者又は整理開始を命ぜられていない者、「破産法」(平成16年6月2日法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者又は「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき会社整理開始の申立てがなされた者又は整理開始を命ぜられた者にあつては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

- ③ 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」(平成19年10月19日)に基づく取引停止措置を受けていないこと。
- ④ 大学が本事業について、導入可能性調査業務及びアドバイザー業務を委託した株式会社佐藤総合計画並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザー業務において提携関係にある石井法律事務所又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。
- ⑤ 大学が本事業について、医薬系総合研究棟の設計業務を委託した株式会社内藤建築事務所、株式会社新日本設備計画(以下、これらを総称して「原設計者」という。)又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。
- ⑥ 外部の学識経験者及び大学の職員から構成される「京都大学(南部)医薬系総合研究棟施設整備事業に係る提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

入札参加者(上記8(1)1)①に示す入札参加者をいう。)又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者が、本事業の落札者決定公表までの間において、審査委員会の委員への接触や他の入札参加者への謀議などにより、審査に影響を及ぼすおそれのある不正若しくは悪質な行為を行ったと審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

- ⑦ 最近1年間の国税(法人税、消費税及び地方消費税)を滞納していない者。
- ⑧ 入札参加者及び協力会社のいずれかが、他の入札参加者又は協力会社となっていないこと。また、入札参加者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の入札参加者及び協力会社になっていないこと。
- ⑨ 「国立大学法人京都大学設計業務委託契約基準」第39第1項第6号の規定、「国立大学法人京都大学工事請負契約基準」第43第1項第6号の規定及び「国立大学法人京都大学役務請負契約基準」第25第1項第5号の規定(以下、それぞれを「暴力団排除条項」という。)に該当しないこと。

※ 上記④、⑤、⑥、⑧において「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ 子会社の定義は、「会社法」(平成17年7月26日法律第86号)の定義を適用する。

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記bについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

### 3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加者及び協力会社のうち設計(V E提案による変更設計を伴う場合に限る。)、建設、工事監理、維持管理及び付帯事業(付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。)の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある者の場合も同様とする。なお、「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、上記2)の※(注記)と同じ。

① 設計に当たる者(V E提案による変更設計を伴う場合に限る。)は、以下の要件を満たすこと。

ア 大学又は文部科学省における平成25・26年度の設計・コンサルティング業務の一般競争入札参加資格者名簿において「その他のコンサルティング業務」の資格を有している者(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。)であること。

イ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく1級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成11年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、下

記 a・b に示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者（※1、担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（※2、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、VE提案による変更設計を伴う分野に限る。）を専任で配置できること（※3）。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。

※1 「管理技術者」とは、「国立大学法人京都大学設計業務委託契約基準」第14条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 「管理技術者」は1級建築士とする。「主任担当技術者」について、建築分野・構造分野を担当する者は1級建築士とし、電気分野・機械分野を担当する者は1級建築士又は建築設備士とする。

a 建物用途

公共施設

b 建物規模

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階以上かつ地下1階以上、延べ面積5,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、各担当分野）

※ a・b に示す要件を同時に満たす設計業務（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、設計実績が必要となる。

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 大学又は文部科学省において建築一式工事及び建築一式工事以外の一般競争参加者の資格を有し、各担当工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文科科学大臣決定）第1章第4条で規定するところにより算定した平成26年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が以下の点数以上であること。なお、複数の要件を満たす者は当該複数の工事を実施することができるものとし、また、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建築一式工事 1,190点

（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち1社が満たせばよいこととし、その他の者は990点とする。）

b 電気工事 950点

c 管工事 950点

イ 提案内容に対応する「建設業法」(昭和24年5月24日法律第100号)の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 平成11年度以降に元請(PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。)として、下記a・bに示す各担当工事を実施し完成・引渡し完了した新営工事の施工の実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。なお、同一工事を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

a 建物用途

公共施設

b 建物規模

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階以上かつ地下1階以上、延べ面積5,000㎡以上(建築一式工事・電気工事・管工事のうち、各担当工事(建築一式工事における実績を含む。))

※ a・bに示す要件を同時に満たす建設工事(いわゆる「同一のプロジェクト」)における、施工実績(企業)、施工経験(担当者)が必要となる。

エ 以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。また、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。

a 建築一式工事

i 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii 平成11年度以降に元請(PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。)として、8(1)3)②ウのa・bに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

iii 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3

月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

b 電気工事

- i 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年4月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
- ii 平成11年度以降に元請（PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、8(1)3)②ウのa・bに示す基準を満たす電気工事（建築一式工事における実績を含む。）の新設工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- iii 監理技術者にあつては、上記建築一式工事と同じ。

c 管工事

- i 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年4月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年8月18日文部科学省令第36号）による改正前の技術士（「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者ものに限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者ものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。
  - ii 平成11年度以降に元請（PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、8(1)3)②ウのa・bに示す基準を満たす管工事（建築一式工事における実績を含む。）の新設工事に従事し完成・引渡し完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
  - iii 監理技術者にあつては、上記建築一式工事と同じ。
- ③ 工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。
- ア 8(1)3)①アに同じ。

イ 8(1)3) ①イに同じ。

ウ 8(1)3) ①ウに同じ。

エ 8(1)3) ①エに同じ。

オ 平成11年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記a・bに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者（担当分野を問わない。）及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ1名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す工事監理の実績を有していなければならない。

a 建物用途

公共施設

b 建物規模

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階以上かつ地下1階以上、延べ面積5,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野のうち、各担当分野）

※ a・bに示す要件を同時に満たす工事監理業務（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、工事監理実績が必要となる。

④ 維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学のいずれかにおいて平成26年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

イ 平成11年度以降に元請（PFI法に基づく事業において選定事業者から受注した場合を含む。）として、下記a・bに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

a 建物用途

公共施設

b 建物規模

延べ面積5,000㎡以上

※ a・bに示す要件を同時に満たす維持管理業務（いわゆる「同一のプロジェクト」）における、維持管理実績が必要となる。

⑤ 付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）に当たる者の資格等要件は問わない。

#### 4) 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

## 5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

① 競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあつては、大学と事前協議を行い、大学の承諾を得るとともに、変更後において前記 1) から 3) に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を大学に提出すること。

### ② 競争参加資格の確認の特例

ア 競争参加資格があると確認された入札参加グループのうち、提案書の提出期限の日から開札日までに於いて 8 (1) 1) から 3) に示す競争参加資格を満たさない構成員及び協力会社（以下「欠格構成員等」という。）を含む入札参加グループは、提案書の提出期限の日までであれば、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を取り下げることができる。

イ 上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限に係わらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充した上で、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

ウ 上記イに係わらず、上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限に係わらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充せず、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

エ 上記イ及びウの申請は、構成員及び協力会社の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により申請を行った場合には、これを却下する。

オ 上記アからウまでの取り下げ及び確認の申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わない。

## 9 入札説明書等に関する説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を以下の要領で実施する。なお、入札説明書等の書類は、大学のホームページよりダウンロードして持参すること。

### (1) 説明会開催日時及び場所

1) 開催日時 平成26年 5月30日（金）10時00分から12時00分までの間

2) 開催場所 京都大学薬学部構内 薬学部本館2階講堂

京都府京都市左京区吉田下阿達町（京都大学薬学部構内）

### (2) 説明会参加受付日時及び場所

1) 受付日時 平成26年 5月26日（月）から 5月29（木）17時までの間

2) 受付場所 本事業に関する担当部署（電子メールで受付）

### (3) 説明会参加申込方法

- 1) 入札説明書等に関する説明会への参加を希望する者は、「様式1 入札説明書等に関する説明会参加申込書」に必要事項を記載のうえ、電子メールにより送付するものとし、郵送、ファクス又は電話での受付は行わない。なお、電子メールでの件名は「説明会参加申込」とし、使用するソフトウェアはMicrosoft Word とすること。
- 2) 送付先の電子メールアドレスは、[iyakukei-pfi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp] である。

### (4) 説明会当日連絡先 本事業に関する担当部署

## 10 入札説明書等に関する質問の受付及び質問回答の公表（1回目・2回目）

入札説明書等に関する質問の受付及び質問回答の公表（1回目・2回目）を以下の要領で実施する。

### (1) 質問受付日時及び場所

- 1) 受付日時 1回目 平成26年 6月 9日（月）から 6月11日（水）17時までの間  
2回目 平成26年 8月 7日（木）から 8月 8日（金）17時までの間
- 2) 受付場所 本事業に関する担当部署（電子メールで受付）

### (2) 質問提出方法

- 1) 入札説明書等に関する質問がある者（ただし、2回目については、本事業において競争参加資格があると認められた入札参加企業若しくは入札参加グループに限る。）は、「様式2 入札説明書等に関する質問書（1回目・2回目）」に必要事項を記載のうえ、電子メールにより送付するものとし、郵送、ファクス又は電話での受付は行わない。なお、電子メールでの件名は、「入札説明書等質問」とし、使用するソフトウェアは、Microsoft Word とすること。
- 2) 送付先の電子メールアドレスは、[iyakukei-pfi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp] である。
- 3) 大学が上記1)の電子メールを受領した場合は、当該電子メールの受領を知らせる返信メールを送付するので、返信メールを確認できない場合にあっては、必ず本事業に関する担当部署まで電話で問い合わせること。

### (3) 質問回答公表日時及び場所

- 1) 公表日時 1回目 平成26年 6月23日（月）  
2回目 平成26年 8月26日（火）
- 2) 公表場所 大学のホームページ

## 11 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付並びに競争参加資格確認審査の結果の通知等

参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付並びに競争参加資格確認審査の結果の通知を以下の要領で実施する。

### <すべての申請を対象>

以下の(1)から(6)については、すべての申請を対象とするものであるが、VE提案・付帯事業提案の採否の結果が分からないと決められない場合には、設計に当たる者、付帯事業に当たる者の申請を含まなくてもよいものとする。なお、設計に当たる者、付帯事業に当たる者が含まれる

場合は、原則として、変更できないことに留意すること。

### (1) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書受付日時及び場所

1) 受付日時 平成26年 6月25日(水) から 6月27日(金) まで

ただし、9時から12時及び13時から17時の間

2) 受付場所 本事業に関する担当部署(持参又は郵送で受付)

### (2) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書申請方法等

1) 入札参加者は、入札参加者が備えるべき競争参加資格に関する要件(8(1)1)から3)の要件)を満たすことを証するため、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出し、大学から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、「様式3 参加表明書」から「様式12 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類」に必要事項を記載のうえ、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの受付は行わない。なお、郵送する場合は、必ず「書留」とし、受付期間内(6月27日(金)17時まで)に必着のこととする。

3) なお、提出期限の日までに参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない入札参加者並びに競争参加資格がないと認められた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

### (3) 競争参加資格確認審査

1) 競争参加資格の確認審査は、入札参加者が備えるべき競争参加資格に関する要件(8(1)1)から3)の要件)を満たしているかどうかの確認審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は欠格(競争参加資格がない。)とする。

2) 競争参加資格の確認審査において、8(1)3)①オの同種の実績、②ウの同種の施工実績、②エの同種の施工経験、③オの同種の工事監理実績及び④イの同種の維持管理実績の確認審査を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の実績及び経験をもって行うものとする。

3) なお、競争参加資格の確認審査に当たっては、8(1)3)①ア、②ア、③ア及び④アに示す一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、入札書の開札の時に8(1)3)①ア、②ア、③ア及び④アに示す要件を満たしていることを条件として競争参加資格があると認めるものとする。当該競争参加資格があると認められた入札参加者が入札に参加するためには、入札書の開札の時に8(1)3)①ア、②ア、③ア及び④アに示す要件を満たしていなければならない。

4) また、競争参加資格があると認められた入札参加者であっても、入札参加企業及び入札参加グループの構成員並びに協力会社のいずれかが、入札書の開札の時に8(1)2)及び3)に示す要件の一つでも満たさない場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)には、競争参加資格がない者に該当するので、当該入札参加者の入札への参加は認められない。

#### **(4) 競争参加資格確認審査の結果の通知**

競争参加資格確認審査の結果は、競争参加資格の確認の申請を行った者に対して、書面により平成26年7月2日（水）までに大学から通知する。なお、欠格（競争参加資格がない。）とした場合は、その理由についても付記するものとする。

#### **(5) 競争参加資格確認申請書の取扱い**

1) 大学は、提出された競争参加資格確認申請書を競争参加資格確認審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

2) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。

3) 競争参加資格確認申請書の変更等の禁止

提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は、原則として認めない。なお、大学が、例外的に提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書の提出期限の日以降の変更、差し替え及び再提出は認めない。

#### **(6) 競争参加資格がないと認めた理由への説明請求の受付及び競争参加資格がないと認めた理由への説明請求に対する回答**

競争参加資格がないと認めた理由への説明請求の受付及び競争参加資格がないと認めた理由への説明請求に対する回答を以下の要領で実施する。

##### **1) 請求受付日時及び場所**

① 受付日時 平成26年 7月 2日（水）から 7月18日（金）まで  
ただし、土曜、日曜、祝日を除く毎日、9時から12時及び13時から17時の間

② 受付場所 本事業に関する担当部署（持参又は郵送で受付）

##### **2) 請求提出方法**

競争参加資格確認審査の結果、競争参加資格がないと認められた入札参加者は、大学に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（A4版、様式は自由）により説明を請求することができる。当該書面は、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの受付は行わない。なお、郵送する場合は、必ず「書留」とし、受付期間内（7月18（金）17時まで）に必着のこととする。

##### **3) 競争参加資格がないと認められた理由の回答**

大学は、競争参加資格がないと認めた理由への説明を請求されたときは、平成26年7月28日（月）までに、当該説明を請求した者に対して書面により回答する。

#### **<設計に当たる者、付帯事業に当たる者の追加申請を対象>**

以下の(7)から(12)については、VE提案・付帯事業提案の採否の結果が分かった後の、設計に当たる者、付帯事業に当たる者の追加申請を対象とする。

#### **(7) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書受付日時及び場所（追加申請）**

1) 受付日時 平成26年 8月 7日（木）から 8月 8日（金）まで  
ただし、9時から12時及び13時から17時の間

2) 受付場所 本事業に関する担当部署（持参又は郵送で受付）

**(8) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書申請方法等（追加申請）**

- 1) 入札参加者は、入札参加者が備えるべき競争参加資格に関する要件（8(1)1)から3)の要件）を満たすことを証するため、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出し、大学から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 2) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、「様式3 参加表明書」から「様式12 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類」のうち追加申請の内容に伴って変更・追加が必要となる様式に必要事項を記載のうえ、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの受付は行わない。なお、郵送する場合は、必ず「書留」とし、受付期間内（8月8日（金）17時まで）に必着のこととする。
- 3) なお、提出期限の日までに参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない入札参加者並びに競争参加資格がないと認められた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

**(9) 競争参加資格確認審査（追加申請）**

(3)に同じ

**(10) 競争参加資格確認審査の結果の通知（追加申請）**

競争参加資格確認審査の結果は、競争参加資格の確認の申請を行った者に対して、書面により平成26年8月18日（月）までに大学から通知する。なお、欠格（競争参加資格がない。）とした場合は、その理由についても付記するものとする。

**(11) 競争参加資格確認申請書の取扱い（追加申請）**

(5)に同じ

**(12) 競争参加資格がないと認めた理由への説明請求の受付及び競争参加資格がないと認めた理由への説明請求に対する回答（追加申請）**

競争参加資格がないと認めた理由への説明請求の受付及び競争参加資格がないと認めた理由への説明請求に対する回答を以下の要領で実施する。

**1) 請求受付日時及び場所**

- ① 受付日時 平成26年 8月18日（月）から 9月 2日（火）まで  
ただし、土曜、日曜、祝日を除く毎日、9時から12時及び13時から17時の間
- ② 受付場所 本事業に関する担当部署（持参又は郵送で受付）

**2) 請求提出方法（追加申請）**

競争参加資格確認審査の結果、競争参加資格がないと認められた入札参加者は、大学に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（A4版、様式は自由）により説明を請求することができる。当該書面は、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの受付は行わない。なお、郵送する場合は、必ず「書留」とし、受付期間内（9月2日（火）17時まで）に必着のこととする。

**3) 説明請求に対する回答（追加申請）**

大学は、競争参加資格がないと認めた理由への説明を請求されたときは、平成26年9月8日（月）までに、当該説明を請求した者に対して書面により回答する。

## 12 入札説明書等に関するV E提案・付帯事業提案の受付、入札説明書等に関する個別対話（V E提案・付帯事業提案に基づく）の開催、入札説明書等に関するV E提案（改定）・付帯事業提案（改定）の受付及び入札説明書等に関するV E提案（採否）・付帯事業提案（採否）の通知等

入札説明書等に関するV E提案・付帯事業提案の受付、入札説明書等に関する個別対話（V E提案・付帯事業提案に基づく）の開催、入札説明書等に関するV E提案（改定）・付帯事業提案（改定）の受付及び入札説明書等に関するV E提案（採否）・付帯事業提案（採否）の通知を以下の要領で実施する。なお、V E提案・付帯事業提案の詳細については、本入札説明書の「添付資料 V E提案要領」、「添付資料 付帯事業提案要領」を参照のこと。

### (1) V E提案・付帯事業提案受付日時及び場所

- 1) 受付日時 平成26年 7月 3日（木）から 7月 7日（月）17時までの間
- 2) 受付場所 本事業に関する担当部署（電子メールで受付）

### (2) V E提案・付帯事業提案内容

- 1) V E提案は、医薬系総合研究棟の実施設計図書を対象とするとともに、入札参加者の固有の提案に直接係わる内容であるものとし、一般的な（入札参加者に共通の）質問は、入札説明書等に関する質問（1回目・2回目）で行うこと。入札説明書等に関するV E提案において、一般的な（入札参加者に共通の）質問が含まれている場合は、入札説明書等に関する質問回答（2回目）と併せて公表する。なお、入札書等及び提案書においてV Eを提案しようとする場合には、V E提案を提出するとともに、V E提案（採否）の通知に基づかなければならない。
- 2) 付帯事業提案は、入札参加者の固有の提案に直接係わる内容であるものとし、一般的な（入札参加者に共通の）質問は、入札説明書等に関する質問（1回目・2回目）で行うこと。入札説明書等に関する付帯事業提案において、一般的な（入札参加者に共通の）質問が含まれている場合は、入札説明書等に関する質問回答（2回目）と併せて公表する。なお、入札書等及び提案書において付帯事業を提案しようとする場合には、付帯事業提案を提出するとともに、付帯事業提案（採否）の通知に基づかなければならない。

### (3) V E提案・付帯事業提案提出方法

- 1) V E提案・付帯事業提案がある者（ただし、本事業において競争参加資格があると認められた入札参加企業若しくは入札参加グループに限る。）は、「様式14 V E提案書」から「様式16 V E提案個票」、「様式17 付帯事業提案書」から「様式19 付帯事業提案個票」、「様式20 V E提案及び付帯事業提案に直接的に関連する質問書」に必要事項を記載のうえ、電子メールにより送付するものとし、郵送、ファクス又は電話での受付は行わない。なお、電子メールでの件名は、「V E提案・付帯事業提案」とし、使用するソフトウェアは、Microsoft Word とすること。
- 2) 送付先の電子メールアドレスは、[iyakukei-pfi@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp] である。
- 3) 大学が上記1)の電子メールを受領した場合は、当該電子メールの受領を知らせる返信メールを送付するので、返信メールを確認できない場合にあっては、必ず本事業に関する担当部署まで電話で問い合わせること。

#### (4) 個別対話（VE提案・付帯事業提案に基づく）開催日時及び場所

1) **開催日時** 平成26年 7月11日（金）

※ 時間等は、VE提案・付帯事業提案の状況に応じて大学が決定するものとし、当該提案を行った者に対して、連絡する。

2) **開催場所** 京都大学本部構内本部棟3階入札室

京都府京都市左京区吉田本町（京都大学本部構内）

3) **参加人数** 入札参加企業若しくは入札参加グループに所属するものと8名以内とする。

4) 個別対話（VE提案・付帯事業提案に基づく）は、大学と入札参加者の意思疎通を図る場でもあり、入札参加者の固有の提案に直接係わる内容について話されることから、入札参加者ごとに個別に行うものとする。なお、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係わることなく、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加者の承諾を得た内容について、「審査講評」と合わせて公表することがある。

#### (5) VE提案（改定）・付帯事業提案（改定）受付日時及び場所

1) **受付日時** 平成26年 7月18日（金）から 7月22日（火）17時までの間

2) **受付場所** 本事業に関する担当部署（電子メールで受付）

#### (6) VE提案（改定）・付帯事業提案（改定）内容

(2)に同じ

#### (7) VE提案（改定）・付帯事業提案（改定）提出方法

(3)に同じ（ただし、「様式20 VE提案及び付帯事業提案に直接的に関連する質問書」の提出はしないこと。）

#### (8) VE提案（採否）・付帯事業提案（採否）の通知等

1) 入札説明書等に関するVE提案（採否）・付帯事業提案（採否）は、当該提案を行った入札参加者に対して、書面により平成26年7月31日（木）までに大学から通知する。なお、不採用とした提案には、その理由についても付記するものとする。

2) 不採用とした理由への説明請求の受付及び不採用とした理由への説明請求に対する回答  
不採用とした理由への説明請求の受付及び不採用とした理由への説明請求に対する回答を以下の要領で実施する。

① 請求受付日時及び場所

受付日時 平成26年 7月31日（木）から 8月22日（金）まで

ただし、土曜、日曜、祝日及び8月11日（月）から8月13日（水）を除く毎日、9時から12時及び13時から17時の間

受付場所 本事業に関する担当部署（持参又は郵送で受付）

② 請求提出方法

入札説明書等に関するVE提案（採否）・付帯事業提案（採否）において、不採用とした提案を行った入札参加者は、大学に対して不採用とした理由について、書面（A4版、様式は自由）により説明を請求することができる。当該書面は、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの受付は行わない。なお、郵送する場合は、必ず「書留」とし、受付期間内（8月22日（金）17時まで）に必着のこととする。

③ 不採用とした理由への説明請求に対する回答

大学は、不採用とした理由への説明を請求されたときは、平成26年8月29日（金）までに、当該説明を請求した入札参加者に対して書面により回答する。

### 13 入札辞退の受付

入札辞退の受付を以下の要領で実施する。

#### (1) 入札辞退受付日時及び場所

- 1) 受付日時 平成26年 7月 2日（水）から 9月30日（火）まで  
ただし、土曜、日曜、祝日を除く毎日、9時から12時及び13時から17時の間
- 2) 受付場所 本事業に関する担当部署（持参又は郵送で受付）

#### (2) 入札辞退提出方法

競争参加資格があると認められた入札参加者が入札を辞退する場合は、「様式23 入札辞退届」に必要事項を記載のうえ、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの受付は行わない。なお、郵送する場合は、必ず「書留」とし、受付期間内（9月30日（火）17時まで）に必着のこととする。

### 14 入札書等及び提案書の受付

入札書等及び提案書の受付を以下の要領で実施する。

#### (1) 入札書等及び提案書受付日時及び場所

- 1) 受付日時 平成26年 9月29日（月）から10月 1日（水）まで  
ただし、9時から12時及び13時から17時の間（提出期限の日である10月1日（水）は9時から12時の間）
- 2) 受付場所 本事業に関する担当部署（持参又は郵送で受付）

#### (2) 入札書等及び提案書提出方法

##### 1) 入札書等

- ① 競争参加資格があると認められた入札参加者は、「様式24 提案書提出届」から「様式29 要求水準に関する確認書」に必要事項を記載のうえ、提案書とあわせて持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの受付は行わない。なお、郵送する場合は、必ず「書留」とし、受付最終日の前日（9月30日（火）17時まで）までに必着のこととする。
- ② 落札者の決定に当たっては、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額（「添付資料 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」の「2(1) サービス購入費の構成」を参照すること。）を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から金利支払額を控除した金額の108分の100に相当する金額に、金利支払額を加算した金額を入札書に記載す

ること。

- ③ 「様式 2 8 入札書」は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「国立大学法人京都大学」、「入札者名」及び「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業に係る入札書在中（「入札書在中」は朱書きのこと。）」の旨を記載すること。
- ④ 代理人又は復代理人が入札書を提出する場合は、入札書に「様式 2 6 委任状（代理人）」又は「様式 2 7 委任状（復代理人）」を添付すること。

## 2) 提案書

- ① 競争参加資格があると認められた入札参加者は、提案書を「様式 3 0 提案書（説明書表紙）」から「様式 6 6 付帯事業提案に関する図面等」に基づいて作成のうえ、入札書等とあわせて持参又は郵送により提出するものとし、電子メール又はファクスでの受付は行わない。なお、郵送する場合は、必ず「書留」とし、受付最終日の前日（9月30日（火）17時まで）までに必着のこととする。
- ② 入札参加者は、一つの提案しか行うことはできない。

## (3) 提案書の取扱い

### 1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された提案書は、民間事業者の選定に係わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。なお、提案書は入札参加者に返却しない。

### 2) 特許権等

提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

### 3) 提案書の変更等の禁止

提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

## 15 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が基本協定を締結しないとき、又は、選定事業者が事業契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の100分の5に相当する額を大学に支払わなければならない。

### (2) 契約保証金

選定事業者は、事業契約書の締結に当たって、事業契約の履行を確保するために、事業契約締結の日から本施設の工事完成の日までを期間として、施設整備費相当（本項において消費税及び地方消費税を含み、金利支払額を含まないものとする。）の100分の30以上の契約保証金の納付、又はこれに代わる以下の保証を付すとともにその証券（証書）を大学に提出しなければならない。

- 1) 事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、大学が確実と認める金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 2) 事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 3) 事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する、大学又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- ※ 上記3)において、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者によって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払責務を被担保債務とする質権を大学のために設定するものとする。

## 16 入札書の開札（入札金額の適格審査）

入札書の開札（入札金額の適格審査）を以下の要領で実施する。

### (1) 入札書開札日時及び場所

- 1) **開札日時** 平成26年10月 1日（水）14時
- 2) **開札場所** 京都大学本部構内本部棟3階入札室  
京都府京都市左京区吉田本町（京都大学本部構内）

### (2) 入札書開札方法

- 1) 入札書の開札は、入札参加者又はその代理人（復代理人）を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人（復代理人）が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない大学の職員を立ち合わせて行う。
- 2) なお、入札書に記載された入札金額が予定価格の範囲内となる提案をした入札参加者を発表することとし、発表された入札参加者は、その後の落札者の選定の対象となる。このとき、予定価格及び入札金額の公表は行わない。
- 3) 入札執行回数は、原則として2回とする。なお、2回目以降の入札の執行は、大学の契約担当者が指定する日時に行う。

## 17 入札書の無効

以下のいずれかに該当する入札書は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、当該決定を取消すものとする。

なお、大学により競争参加資格があると認められた入札参加者であっても、入札書の開札の時に指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている入札参加者等、入札書の開札の時に8(1)1)から3)に示す競争参加資格に関する要件を満たさない入札参加者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札に付される事業の表示、入札金額の記載又は記録のない入札書
- (3) 入札参加者の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人（復代理人）が入札する場合における入札参加者の氏名、代理人（復代理人）であることの表示並びに当該代理人（復代理人）の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札

書（記載のない又は判然としない事項が入札参加者の氏名又は代理人（復代理人）であることの表示である場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）

- (5) 入札に付される事業の表示に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- (7) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (8) 入札公告において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- (9) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 18 落札者の決定等

本事業の入札は、金額と金額以外の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定し、当該優秀提案者を落札者として決定する総合評価方式により行う。

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に書面にて通知するものとし、電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、審査結果とあわせて大学のホームページにおいて公表する。なお、PFI法第11条に規定する客観的評価（審査講評）は、落札者との基本協定書の締結後に公表する。

### (1) 審査委員会の設置

大学が設置した外部の学識経験者及び大学の職員で構成する「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業に係る提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）は、落札者決定基準を審議・決定するとともに、入札参加者より提出された入札書等及び提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、審査委員会は下表の7名の委員で構成され、審議内容は原則非公開とする。

審査委員会の委員

役 割	氏 名	所属・職名
委 員 長	西 阪 昇	京都大学理事／副学長（施設担当）
委 員	大 西 有 三	関西大学環境都市工学部 特任教授
	金 子 周 司	京都大学薬学研究科教授
	金 一 寿	金一寿公認会計士事務所公認会計士・税理士
	萩 原 正 敏	京都大学医学研究科教授
	山 下 隆 幸	京都大学施設部部長
	山 本 昌 博	京都大学財務部部長
(五十音順)		

### (2) 提案内容審査の方法

提案内容審査は、入札参加者より提出された入札書等及び提案書について、審査委員会が落札者決定基準に基づいて行うものとする。これら審査の結果を受けて、審査委員会是最優秀提

案者を選定し、大学は当該最優秀提案者を落札者として決定する。

### **(3) 提案内容審査の評価項目等**

提案内容審査の評価項目等は以下のとおりである。なお、具体的な審査の内容等については、落札者決定基準において提示する。

#### **1) 入札金額の適格審査**

16 入札書の開札（入札金額の適格審査）による。

#### **2) 基礎項目の適格審査**

基礎項目の適格審査は、下記①から④について、入札参加者より提出された入札書等及び提案書の内容が、要求水準の基礎項目をすべて充足しているかの審査を行う。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 施設整備業務に関する事項
- ③ 維持管理業務に関する事項
- ④ 付帯事業に関する事項

#### **3) 加点項目の審査**

加点項目の審査は、下記①から④について、入札参加者より提出された入札書等及び提案書の内容の審査を行う。

- ① 事業計画に関する事項
- ② 施設整備業務に関する事項
- ③ 維持管理業務に関する事項
- ④ 付帯事業に関する事項

#### **4) 最優秀提案者の選定**

基礎項目の適格審査の配点と加点項目の審査の得点の合計点数を当該入札金額で除して得た数値を比較し、総合評価値の最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定する。

#### **5) 落札者の決定**

大学は、競争参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を落札者として決定する。

### **(4) 審査委員会事務局**

本事業に関する担当部署

## **19 手続における交渉の有無**

手続における交渉は無とする。

## **20 基本協定書の締結**

落札者は、落札者の決定後 10 日以内を目途に、大学を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定書を締結しなければならない。

## **21 特別目的会社の設立**

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として選定・決定された場合には、本事業を実施する株式会社として特別目的会社（選定事業者）を事業契約書の締結までに設立する。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとし、その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

## 22 事業契約書の締結

- (1) 選定事業者は、平成26年12月中旬を目途に、大学を相手方として、事業契約書（案）に基づき、事業契約書を締結しなければならない。事業契約書において、選定事業者が遂行すべき施設整備業務、維持管理業務及び付帯事業（付帯事業提案による付帯事業を伴う場合に限る。）に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。ただし、事業契約書の締結の遅延による本施設の引渡日（平成28年9月30日（金））の遅延は認めない。
- (2) 契約金額は、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額（「添付資料 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」の「2(1) サービス購入費の構成」を参照すること。）を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (3) 事業契約書の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札書等及び提案書に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- (4) 事業契約書の締結に係る選定事業者の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

## 23 支払条件等

大学が選定事業者を支払うサービス購入費は、選定事業者が実施する施設整備業務に係る対価と維持管理業務に係る対価からなる。なお、当該支払は、本事業のうち本体事業のみを対象とするものであり、付帯事業は対象としない。また、大学が選定事業者を支払うサービス購入費は、一定の条件に基づいて改定を行うものとする。

### (1) 施設整備業務に係る対価（施設整備費相当）

施設整備業務に係る対価（施設整備費相当）について、大学は本施設の供用開始の日（本施設の引渡しの翌日）から本事業の事業期間中あたり、選定事業者に対し、事業契約に定める額を、割賦支払（元金均等）方式により支払う。

ただし、付帯事業の施設整備業務に係る費用については、選定事業者は自らの費用と責任によって実施するものとし、大学の支払は行わない。

### (2) 維持管理業務に係る対価（維持管理費相当）

維持管理業務に係る対価（維持管理費相当）について、大学は本施設の供用開始の日（本施設の引渡しの翌日）から本事業の事業期間中にあたり、選定事業者に対し、事業契約に定める額を平準化して支払う。

ただし、付帯事業の維持管理業務に係る費用については、選定事業者は自らの費用と責任に

よって実施するものとし、大学の支払は行わない。

※ 付帯事業の運營業務に係る費用についても、選定事業者は自らの費用と責任によって実施するものとし、大学の支払は行わない。支払条件等の詳細については、「添付資料 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等」を参照すること。

## 24 保険

### (1) 建設工事期間中に係る保険

選定事業者は以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者損害賠償保険に加入し、その保険料を負担するものとする。

#### 1) 共通

- ① 契約者  
選定事業者又は受託者（建設に当たる者）
- ② 建設場所  
京都府京都市左京区吉田下阿達町（京都大学薬学部構内）

#### 2) 建設工事保険

- ① 被保険者  
選定事業者又は受託者
- ② 保険の対象  
本施設の建設工事費
- ③ 保険期間  
建設工事着工日を始期とし、工事完成の予定日を終期とする。
- ④ 保険金額（補償額）  
請負代金額
- ⑤ 補償する損害  
水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

#### 3) 第三者賠償責任保険

- ① 被保険者  
選定事業者又は受託者
- ② 保険期間  
建設工事着工日を始期とし、工事完成の予定日を終期とする。
- ③ てん補限度額（補償額）  
対人：1億円／1名・10億円／1事故、対物：1億円／1事故以上
- ④ 補償する損害  
工事に起因する第三者の身体損害及び財物障害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑤ 免責金額  
200,000円以下

#### 4) その他

- ① 選定事業者又は受託者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく大学に提示するものとする。
- ② 選定事業者又は受託者は大学の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。
- ③ 選定事業者又は受託者は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

## **(2) その他の保険**

上記(1)以外の保険を付保することを条件とはしないが、選定事業者が事業の安全に資するために自らが提案した保険は必ず付保すること。

## **25 随意契約により締結する予定の有無**

本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を、本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定は無とする。

## **26 苦情申立て**

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室、電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申立てることができる。

## **27 関連情報を入手するための照会窓口**

本事業に関する担当部署

## **28 その他**

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 選定事業者は、競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。

## 第2章 事業実施に関する事項

### 1 選定事業者の権利義務等に関する制限

#### (1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

#### (2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

#### (3) 債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する本施設の施設整備業務及び維持管理業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

#### (4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する本施設の施設整備業務及び維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

※ 付帯事業については、入札参加者の提案に基づいて、大学と選定事業者が協議をし、事業契約において規定するものとする。

### 2 大学と選定事業者の責任分担

大学と選定事業者の責任分担の基本的考え方及び予想されるリスクと責任分担は、下記のとおりとする。ただし、付帯事業については、選定事業者の費用と責任によって実施するものとする。

#### (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の施設整備業務、維持管理業務及び付帯事業の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書（案）に示すが、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

### 3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

#### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後選定事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、大学は可能な範囲で必要な協力を行う。

## **(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項**

現時点では、本事業に関する財政上及び金融上の措置は想定していない。ただし、今後選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、大学は可能な範囲で必要な協力を行う。

## **4 事業実施に関する事項**

### **(1) 誠実な業務遂行義務**

選定事業者は、提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

### **(2) 事業期間中の選定事業者と大学の係わり**

- 1) 本事業は、選定事業者の責任において実施される。また、大学は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- 2) 大学は原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて大学と建設に当たる者等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、大学と建設に当たる者等との間で直接連絡調整等を行った事項について選定事業者に報告する。
- 3) 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

### **(3) 業務内容**

#### **1) 業務内容**

施設整備業務、維持管理業務及び付帯事業については、事業契約書（案）、要求水準書及び提案書を参照のこと。

#### **2) 業務の委託**

選定事業者は、上記 1) に示した業務を、あらかじめ大学の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

### **(4) 大学による事業の実施状況の監視（モニタリング）**

#### **1) モニタリングの実施**

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かなどを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。なお、本項のモニタリングは、本事業のうち本体事業のみを対象とし、付帯事業については、定期建物賃貸借契約書によるものとする。

#### **2) モニタリングの時期**

##### **① 設計（VE 提案による変更設計を伴う場合に限る。）時**

事業契約締結から VE 提案に伴う変更設計完了までの間、大学は、選定事業者によって行われた設計（VE 提案による変更設計）が、大学の要求した性能並びに提案書に適合するものであるか否かについて確認を行う。

##### **② 建設（工事施工）時**

建設着手から建設完了までの間、選定事業者は、「建築基準法」に規定されている工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、選定事業者は、大学が要請した場合には、工事施工の事前説明及び事後報告

を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

この際、大学は、選定事業者によって行われた工事施工、工事監理の状況が、大学の要求した性能並びに提案書に適合するものであるか否かについて確認を行う。

③ 建設（工事施工）完成時

建設完了時、選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。

この際、大学は、施設の状態が、大学の要求した性能並びに提案書に適合するものであるか否かについて確認を行う。

④ 維持管理時

維持管理着手から事業期間終了までの間、大学は、維持管理業務の状況等について、定期的に業務の実施状況の確認を行う。

⑤ 財務の状況に関するモニタリング

事業契約締結から事業期間終了までの間、選定事業者は、毎事業年度、公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに財務書類を毎事業年度経過後3か月以内に大学に提出しなければならない。また、大学は、請求があった場合は、当該財務書類を公開できるものとする。

⑥ 事業契約終了時

事業期間終了時、大学は、維持管理業務（引継ぎ）の状況等について確認（検査）を行う。

**3) モニタリングの費用の負担**

大学が行うモニタリングに係る費用は、大学の負担とする。

**4) 選定事業者に対する支払額の減額等**

大学は、モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が達成されていないことが判明した場合には、選定事業者に対して支払額の減額措置等を行う場合がある。なお、減額措置等の考え方等は、事業契約書(案)において提示する。

**(5) 土地の使用等**

- 1) 本施設に係る土地は、大学の所有地である。
- 2) 土地は、本事業の実施に必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する。

**5 その他**

**(1) 事業の終了及び事業期間終了時の措置**

**1) 事業の終了**

大学は、本施設が選定事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により本施設を維持・継続できないと判断した場合は、本施設の維持管理業務及び付帯事業を終了させることができる。

**2) 事業期間終了時の措置**

選定事業者は、本事業の事業期間の終了時に、本施設の維持管理業務を入札説明書等において提示する良好な状態で大学に引継ぐこと。

## (2) 情報の提供

本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合は、大学のホームページに掲載する。

## (3) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した際、「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」により、相当の措置を講ずる。

## (4) 特定事業の選定の取消し

入札者がいない場合又は入札者全員の入札金額が、大学が設定する予定価格を越える場合、大学は特定事業の選定を取消すこととし、その旨を速やかに公表する。

## (5) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号、その後の改正を含む。以下「基本方針」という。）の他、下記に掲げる関連の各種法令等によることとする。

- 1) 国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）
- 2) 国立大学法人京都大学会計規程
- 3) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- 4) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）
- 5) 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）
- 6) 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）
- 7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）
- 8) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）
- 9) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）
- 10) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- 11) 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月28日環境省告示第88号）
- 12) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）
- 13) 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- 14) 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
- 15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- 16) その他関係法令、条例等

※ 上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また、本事業を行うにあたり必要とされるその他の関連法令及び公共条例等についても遵守のこと。

### 第3章 提出書類一覧

#### 1 入札説明書等に関する説明会の提出書類

＜様式 1＞入札説明書等に関する説明会参加申込書 ..... A 4 版 1 枚

#### 2 入札説明書等に関する質問の提出書類

＜様式 2＞入札説明書等に関する質問書（1回目・2回目） ..... A 4 版一枚

#### 3 参加表明及び競争参加資格確認申請の提出書類

＜様式 3＞参加表明書 ..... A 4 版 1 枚

＜様式 4＞競争参加資格確認申請書 ..... A 4 版 1 枚

＜様式 5＞競争参加資格確認申請書添付書類の提出確認表 ..... A 4 版 2 枚

＜様式 6＞入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表 A 4 版一枚

＜様式 7＞委任状 ..... A 4 版一枚

＜様式 8＞設計に当たる者の資格要件に関する書類 ..... A 4 版一枚

＜様式 9＞建設に当たる者の資格要件に関する書類 ..... A 4 版一枚

＜様式 10＞工事監理に当たる者の資格要件に関する書類 ..... A 4 版一枚

＜様式 11＞維持管理に当たる者の資格要件に関する書類 ..... A 4 版一枚

＜様式 12＞入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類 ... A 4 版一枚

＜様式 13＞入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届 ..... A 4 版一枚

#### 4 入札説明書等に関するVE提案（改定）・付帯事業提案（改定）の提出書類

＜様式 14＞VE提案書（改定） ..... A 4 版 1 枚

＜様式 15＞VE提案総括表 ..... A 4 版一枚

＜様式 16＞VE提案個票 ..... A 4 版一枚

＜様式 17＞付帯事業提案書（改定） ..... A 4 版 1 枚

＜様式 18＞付帯事業提案総括表 ..... A 4 版一枚

＜様式 19＞付帯事業提案個票 ..... A 4 版一枚

＜様式 20＞VE提案及び付帯事業提案に直接的に関連する質問書 ..... A 4 版一枚

＜様式 21＞VE提案辞退届 ..... A 4 版一枚

＜様式 22＞付帯事業提案辞退届 ..... A 4 版一枚

#### 5 入札辞退の提出書類

＜様式 23＞入札辞退届 ..... A 4 版一枚

#### 6 入札書等の提出書類

＜様式 24＞提案書提出届 ..... A 4 版 1 枚

＜様式 25＞入札書等及び提案書の提出確認表 ..... A 4 版 1 枚

＜様式 26＞委任状（代理人） ..... A 4 版 1 枚

＜様式 27＞委任状（復代理人） ..... A 4 版 1 枚

＜様式 28＞入札書 ..... A 4 版 1 枚

＜様式 29＞要求水準に関する確認書 ..... A 4 版 1 枚

## 7 提案書の提出書類（説明書）

<様式30>提案書（説明書）表紙 .....	A 4版1枚
<様式31>事業全体に関する提案書 中表紙 .....	A 4版1枚
<様式32>事業実施に対する取組姿勢 .....	A 4版2枚
<様式33>事業スケジュール.....	A 3版1枚
<様式34>◆ 基礎項目に関する確認 .....	A 4版2枚
<様式35>事業計画に関する提案書 中表紙 .....	A 4版1枚
<様式36>◆ 資金調達等の確実性、事業収支の安定性 .....	A 4版2枚
<様式37>◆ 事業継続の安定性 .....	A 4版2枚
<様式38>資金調達計画等.....	A 4版2枚
<様式39>長期事業収支計画表（損益計算書） .....	A 3版1枚
<様式40>長期事業収支計画表（資金収支計算書等） .....	A 3版1枚
<様式41>入札金額内訳書（施設整備費相当の内訳書） .....	A 4版1枚
<様式42>入札金額内訳書（施設整備費相当のうち建設業務費用の内訳書） ..	A 4版1枚
<様式43>入札金額内訳書（維持管理費相当の内訳書） .....	A 4版1枚
<様式44>施設整備業務に関する提案書 中表紙.....	A 4版1枚
<様式45>施設計画の概要等・医薬系総合研究棟 .....	A 4版1枚
<様式46>◆ <施設整備業務> V E 提案の有効性 .....	A 4版2枚
<様式47> V E 提案総括表 .....	A 4版一枚
<様式48>◆ <施設整備業務> 実施体制の適切性 .....	A 4版1枚
<様式49>◆ <施設整備業務> 実施内容（各工種）の適切性 .....	A 4版2枚
<様式50>◆ <施設整備業務> 品質管理の適切性 .....	A 4版2枚
<様式51>◆ <施設整備業務> 工程管理の適切性 .....	A 4版1枚
<様式52>◆ <施設整備業務> 周辺環境への配慮の適切性 .....	A 4版1枚
<様式53>◆ <施設整備業務> 環境負荷の低減（L C C O 2の低減等） .....	A 4版1枚
<様式54>維持管理業務に関する提案書 中表紙 .....	A 4版1枚
<様式55>◆ <維持管理業務> 実施体制の適切性 .....	A 4版1枚
<様式56>◆ <維持管理業務> 実施内容の適切性 .....	A 4版2枚
<様式57>◆ <維持管理業務> 品質管理の適切性 .....	A 4版1枚
<様式58>◆ <維持管理業務> 環境負荷の低減（L C C O 2の低減等） .....	A 4版1枚
<様式59>◆ <維持管理業務> 経済性（L C Cの低減等） .....	A 4版1枚
<様式60>◆ <維持管理業務> 維持管理業務全体での有効性 .....	A 4版1枚
<様式61>付帯事業に関する提案書 中表紙 .....	A 4版1枚
<様式62>◆ 付帯事業（任意） .....	A 4版3枚
<様式63>付帯事業提案総括表 .....	A 4版一枚

## 8 提案書の提出書類（図面等）

<様式64>提案書（図面等）表紙 .....	A 3版1枚
<様式65> V E 提案に関する図面等 .....	A 3版一枚
<様式66>付帯事業提案に関する図面等 .....	A 3版一枚

## 添付資料

### 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等

#### 1 入札金額等の算出方法

入札金額は、本事業の事業期間中に国立大学法人京都大学（以下「大学」という。）が選定事業者を支払うサービス購入費の合計額とする。

本事業のうち本体事業におけるサービス購入費は、「京都大学（南部）医薬系総合研究棟施設整備事業」（以下「本事業」という。）に係る事前調査（大学が提示する以外の地質調査等を含む。）業務、設計（VE提案による変更設計を伴う場合に限る。）業務、建設業務、工事監理業務、周辺家屋影響調査・対策業務、電波障害調査・対策業務、各種申請業務等の施設整備業務に係る費用に相当する額（その他の費用を含む。以下「施設費相当」という。）と施設費相当を割賦支払（元金均等）方式により支払うことによって要する金利支払額とを合計した額（以下「施設整備費相当」という。）、建物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃業務及び警備業務等の維持管理業務に係る費用に相当する額（その他の費用を含む。以下「維持管理費相当」という。）で構成される。

なお、本事業のうち付帯事業に係るすべての費用に相当する額は、サービス購入費の対象外とする。

サービス購入費の構成の詳細については、「2 (1) サービス購入費の構成」を参照すること。

落札者決定に当たっては、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額（「2 (1) サービス購入費の構成」を参照すること。）を控除した金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から金利支払額を控除した金額の108分の100に相当する金額に、金利支払額を加算した金額を入札書に記載すること。

$$\text{入札金額（＝提案金額）} = \frac{(\text{契約希望金額} - \text{金利支払額}) \times 100}{108} + \text{金利支払額}$$

$$\text{落札金額（＝契約金額）} = \text{入札金額} + \frac{(\text{入札金額} - \text{金利支払額}) \times 8}{100}$$

## 2 サービス購入費の支払方法等

### (1) サービス購入費の構成等

#### 1) 基本的な考え方

本事業の事業期間中、大学が毎年度選定事業者を支払うサービス購入費の対象は以下のようになる。

＜サービス購入費の構成＞

区分	入札説明書に記載の業務等	構成される費用の内容	
入札金額	施設整備費相当 (施設整備業務)	ア 事前調査業務	事前調査（大学が提示する以外の地質調査等を含む。）業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
		イ 設計業務	設計（V E提案による変更設計を伴う場合に限る。）業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
		ウ 建設業務	建設業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
		エ 工事監理業務	工事監理業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
		オ 周辺家屋影響調査・対策業務	周辺家屋影響調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
		カ 電波障害調査・対策業務	電波障害調査・対策業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
		キ 各種申請業務	各種申請等業務及びこれらを実施する上で必要となる業務
		ク その他の費用	その他上記アからク以外に必要となる初期投資費用※
	金利支払額	施設費相当の割賦支払に要する金利	
	維持管理費相当	ア 建物保守管理業務	建物保守管理業務（本施設を対象とし、点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む。）
		イ 建築設備保守管理業務	建築設備保守管理業務（本施設を対象とし、設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む。）
		ウ 外構施設保守管理業務	外構施設保守管理業務（本施設を対象とし、点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。）
		エ 清掃業務	清掃業務（本施設を対象とし、建築物内部及び外部・ガラス（内外）の清掃業務を含む。）
		オ 警備業務	警備業務（本施設等を対象とし、原則として機械警備とする。）
カ その他の費用		その他上記アからエ以外に必要となる維持管理期間費用※	

注 ※印が付されている項目は、上表に示す費用の他に、選定事業者が事業契約書に基づき本事業を遂行する上で必要となる費用を指す。入札参加者が当該費用として必要と考えるものがあれば、入札金額にその費用を必ず加えること。

## 2) 施設整備費相当

施設整備費相当は、施設整備業務に要する一切の費用（その他の費用を含む。）からなる施設費相当と施設費相当を割賦支払（元金均等）方式により支払うことによって要する金利支払額からなる。

大学は、提案に基づく施設整備費相当について、本施設の供用開始から本事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を、割賦支払（元金均等）方式により各半期末に分割して支払う。なお、施設費相当は、毎支払時、同額を支払うものとする。

金利支払額の算定に当たっては、元金均等支払を前提とする支払金利によって算出する。支払金利は、基準金利と入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とし、基準金利は、午前10時現在の東京スワップレファレンスレート（TSR）としてTeletreat 17143ページに掲載されている6か月LIBORベース12年もの（円/円）金利スワップレートとする。なお、提案書類の提出時に使用する基準金利は、平成26年9月1日（月）のスワップレートを採用する。また、実際の支払に使用する基準金利は、本施設の引渡日の2銀行営業日前のスワップレートを採用する。

ただし、付帯事業部分の施設整備業務に係る費用については、選定事業者は自らの費用と責任によって実施するものとし、大学の支払は行わない。

## 3) 維持管理費相当

維持管理費相当は、維持管理業務に要する一切の費用（その他の費用を含む。）からなる。入札参加者は、維持管理費相当の提案を行うものとする。

大学は、この提案に基づく維持管理費相当について、本施設の供用開始から本事業の事業期間中にわたり、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を各半期末に平準化して支払う。なお、維持管理費相当は、後述する改定（「(3) サービス購入費の改定方法」を参照すること。）がない限り、毎支払時、原則として同額を支払うものとする。

ただし、付帯事業部分の維持管理業務に係る費用については、選定事業者は自らの費用と責任によって実施するものとし、大学の支払は行わない。

## (2) サービス購入費の支払方法

大学は、選定事業者に対し施設整備費相当、維持管理費相当からなるサービス購入費を、事業契約書の規定に基づき支払うものとする。

### 1) 支払方法

#### ① 施設整備費相当の支払方法

##### ア 施設整備費相当

大学は、2(1)で算出された施設整備費相当について、本施設の供用開始から事業期間中にわたり、平成28年9月分を第1回、平成29年3月分を第2回、平成40年9月分を第25回とし、平成41年3月分を第26回（最終回）とする、年2回、全26回に分けて、割賦支払（元金均等）方式により支払うものとする。なお、施設費相当は、毎支払時、同額とする。また、平成28年9月分の第1回の支払について、金利支払額が発生しないことに留意すること。

② 施設整備費相当に係る消費税及び地方消費税の支払方法

大学は、施設整備費相当のうち施設費相当の100分の8に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額）につき、上記①の施設整備費相当の支払方法に準じて同時に支払うものとする。

③ 維持管理費相当の支払方法

大学は、選定事業者の維持管理業務の実施状況を定期的にモニタリングし、要求水準が満たされていることを確認した上で、2(1)で算出された維持管理費相当について、本施設の供用開始から本施設事業の事業期間中にわたり、平成29年3月分を第1回、平成29年9月分を第2回、平成40年9月分を第24回とし、平成41年3月分を第25回（最終回）とする、年2回、全25回に分けて平準化して支払うものとする。

④ 維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税の支払方法

大学は、維持管理費相当の100分の8に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額）につき、上記③の維持管理費相当の支払方法に準じて同時に支払うものとする。

**2) 支払手続**

① 施設整備費相当の支払手続

ア 施設整備費相当

選定事業者は、各年度の9月分を9月30日の翌日、3月分を3月31日の翌日から、それぞれ速やかに大学に対して請求書を送付し、大学は、請求を受けた翌月の末日（なお、当該支払日が金融機関の営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、施設整備費相当のサービス購入費を支払うものとする。

② 施設整備費相当に係る消費税及び地方消費税の支払手続

算出された施設整備費相当に係る消費税及び地方消費税については、施設整備費相当の支払手続に準じる。

③ 維持管理費相当の支払手続

大学は、選定事業者から毎月の業務終了後に提出される業務報告書に基づくモニタリング並びに随時モニタリング等に基づく一連のモニタリングを実施する。

大学は、モニタリングの結果、選定事業者の業務実施状況が要求水準を満たしておらず、維持管理費相当のサービス購入費に対して減額ポイントを計上する場合、業務報告書の受領後10日以内に選定事業者に対して当該月の減額ポイントを通知する。

大学は、毎月の減額ポイントを6か月間合計し、業務報告書の受領後10日以内に減額ポイントに基づく維持管理費相当のサービス購入費の減額率及び減額後のサービス購入費の支払額を選定事業者に通知する。

なお、減額ポイントが合計される6か月と減額対象となる維持管理費相当のサービス購入費の支払時期の関係は以下のとおりとする。

減額ポイントが合計される期間	支払時期
4月 から 9月末	9月分支払
10月 から 翌年 3月末	翌年 3月分支払

選定事業者は、支払額の通知を受領後速やかに大学に請求書を送付し、大学は請求を受けた翌月の末日（なお、当該支払日が金融機関の営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、維持管理費相当のサービス購入費を支払うものとする。

④ 維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税の支払手続

算出された維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税については、維持管理費相当の支払手続に準じる。

### (3) サービス購入費の改定（変更）方法

#### 1) 賃金又は物価の変動に基づく施設費相当の変更

- ① 大学又は選定事業者は、本施設の完成・引渡しの日までで事業契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設費相当が不適当となったと認めたときは、相手方に対して施設費相当の変更を請求することができる。
- ② 大学又は選定事業者は、①の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（施設費相当から当該請求時の出来形部分に相応する施設費相当を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、施設費相当の変更に応じなければならない。
- ③ 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき大学と選定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、大学が定め、選定事業者に通知する。
- ④ ①の規定による請求は、本設費相当の変更の規定により施設費相当の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「事業契約締結の日」とあるのは、「直前の本設費相当の変更に基づく施設費相当変更の基準とした日」とするものとする。
- ⑤ 特別な要因により本施設の完成・引渡しの日までに主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設費相当が不適当となったときは、大学又は選定事業者は、前各項の規定による他、施設費相当の変更を請求することができる。
- ⑥ 予期することのできない特別の事情により、本施設の完成・引渡しの日までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設費相当が著しく不適当となったときは、大学又は選定事業者は、前各項の規定に係わらず、施設費相当の変更を請求することができる。
- ⑦ ⑤、⑥の場合において、施設費相当の変更額については、大学と選定事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、大学が定め、選定事業者に通知する。
- ⑧ ③及び⑦の協議開始の日については、大学が選定事業者の意見を聴いて定め、選定事業者に通知しなければならない。ただし、大学が①、⑤又は⑥の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、大学は、協議開始の日を定め、選定事業者に通知することができる。

## 2) 支払金利変動に伴う施設整備費相当の改定

提案書類の提出時に使用する基準金利（平成26年9月1日（月）のスワップレート）と、実際の支払に使用する基準金利（本施設の引渡日の2銀行営業日前のスワップレート）に差が生じた場合、この差に応じて施設整備費相当を改定する。なお、利回り格差（スプレッド）については、提案書類の提出時の利率によるものとし、改定の対象としないものとする。

## 3) 物価変動に伴う維持管理費相当の改定

事業期間中の物価変動に対応して維持管理費相当を改定する。なお、維持管理費相当に係る消費税及び地方消費税は、維持管理費相当に支払対象期間の消費税及び地方消費税の税率を乗じた額とする。

### ① 平成28年度（初事業年度）の1回当たりの支払額の改定

提案書類の提出期限日の属する月（平成26年10月）の指数と、平成28年1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、平成28年度（初事業年度）の1回当たりの支払額（平成29年3月分の支払額）を以下の算式に基づき改定する。

$$P28 = P26 \times (CSPI28 \cdot 01 / CSPI26 \cdot 10) \quad \text{ただし、} |(CSPI28 \cdot 01 / CSPI26 \cdot 10) - 1| > 3\%$$

- ・ P28 : 平成28年度（初事業年度）の1回当たりの支払額
- ・ P26 : 入札に基づく1回当たりの支払額
- ・ CSPI28・01 : 平成28年1月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ・ CSPI26・10 : 平成26年10月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)

※ 共通事項 : 使用する指数は、「企業向けサービス価格指数・建物サービス（確報）」（日本銀行調査統計局）とする。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。（以下同じ。）

### ② 次事業年度（平成29年度）以降の1回当たりの支払額の改定

#### ア 前事業年度までに支払額が一度も改定されなかった場合の改定

提案書類の提出期限日の属する月（平成26年10月）の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度（平成n年度）と同年（平成n年）の1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度（平成n年度）の1回当たりの支払額（平成n年9月分の支払額及び平成n+1年3月分の支払額）を以下の算式に基づき改定する。

$$Pn = P26 \times (CSPIn \cdot 01 / CSPI26 \cdot 10) \quad \text{ただし、} |(CSPIn \cdot 01 / CSPI26 \cdot 10) - 1| > 3\%$$

- ・ Pn : 平成n年度の1回当たりの支払額
- ・ P26 : 入札に基づく1回当たりの支払額
- ・ CSPI n・01 : 平成 n 年1月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ・ CSPI26・10 : 平成26年10月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)

※ n : 改定対象となる支払額が属する事業年度の年数

#### イ 前事業年度までに支払額が一度以上改定されたことがある場合の改定

前回（最も最近）の改定時の事業年度（平成r年度）と同年（平成r年）の1月の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度（平成n年度）と同年（平成n年度）の1月の指数を比較し、±3%を超える変動がある場合、当該事業年度（平成n年

度)の1回当たりの支払額(平成n年9月分の支払額及び平成n+1年3月分の支払額)を以下の算式に基づき改定する。

$$P_n = P_r \times (CSPIn \cdot 01 / CSPIr \cdot 01) \quad \text{ただし、} |(CSPIn \cdot 01 / CSPIr \cdot 01) - 1| > 3\%$$

- ・  $P_n$  : 平成n年度の1回当たりの支払額
- ・  $P_r$  : 平成r年度の1回当たりの支払額
- ・  $CSPIn \cdot 01$  : 平成 n 年 1月の指数 / (1+指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ・  $CSPIr \cdot 01$  : 平成 r 年 1月の指数 / (1+指数調査月の消費税及び地方消費税の税率)
- ※ n : 改定対象となる支払額が属する事業年度の年数
- ※ r : 前回(最も最近)の改訂時の事業年度の年数

#### 4) モニタリングに伴う維持管理費相当の減額

大学が選定事業者の維持管理業務の実施状況をモニタリングした結果、要求水準が満たされていない場合には、維持管理費相当のサービス購入費を減額する場合がある。具体的な減額方法は、事業契約書(案)を参照すること。なお、減額後の維持管理費相当のサービス購入費は、2(3)3の規定に従い物価変動による改定を行った後の額に減額率等を乗じて算出されるものとする。

## 添付資料

### VE提案要領

#### 1 総則

本事業の医薬系総合研究棟において、入札参加者は、大学が求める機能・性能を低下させることなく、ライフサイクルコストを縮減し、建築物等の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るため、VE提案を行うことができる。VE提案要領は、本事業の入札参加者がVE提案を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

#### 2 VE提案に関するスケジュール

VE提案に関するスケジュールは、入札説明書（本文）による。

#### 3 VE提案の範囲

VE提案は、医薬系総合研究棟のうち各実験室・研究室等においては、当該諸室の実験・研究環境を変更しない範囲（軽微なものを除く。）を前提に、本施設の実施設計図書に記載のあるものすべてを対象とし、その他（各実験室・研究室等以外）においては、本施設の実施設計図書に記載のあるものすべてを対象とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 機能、性能、品質が低下するもの（特に研究・実験に係わるものに留意）
- (2) 建設工期（変更設計・計画通知の変更等に要する期間を含む）の延長を伴うもの
- (3) デザイン、平面計画、立面計画に大幅な変更を伴うもの
- (4) 周辺地域に対して工事中の騒音、振動等が増加するもの
- (5) 環境負荷が増大するもの及びリサイクル率が低下するもの
- (6) 防災性、安全性の低下をもたらすもの
- (7) 維持管理段階における困難さやコストの増大をもたらすもの
- (8) セキュリティ確保の性能が低下するもの
- (9) その他これらに類するもの

※1 (3)の大幅な変更を伴うものとは、本施設の設計意図を大きく、あるいは多数の項目において変えようとするもの等を想定している。

※2 VE提案のイメージについては、後段の「(参考資料) VE提案のイメージ」を参照のこと。

なお、上記に該当する場合でも、ライフサイクルコストを縮減し、施設の価値を高め、提供するサービス水準の向上を図るためにより大きな効果が得られると認められるものについては、この限りではない。

#### 4 VE提案に関する採否

- (1) 入札参加者から提出されたVE提案について、大学において各VE提案の採否を行う。この時点では、VE提案の優劣の評価は行わない。
  - (2) VE提案に関する採否の結果は、その理由を付し、当該VE提案を行った入札参加者に個別に回答する。
  - (3) VE提案の採用が認められた入札参加者は、原則として、これを反映した入札書等及び提案書を提出する。なお、その後の検討により、VE提案によりがたいことが判明した場合は、VE提案辞退届を、入札書等及び提案書の提出期限の日の前日（平成26年9月30日（火）17時まで）までに提出する。また、VE提案が採用されなかった場合は、大学が示した実施設計図書により作成した入札書等及び提案書を提出する。ただし、VE提案の提出及びVE提案の採用の有無については、入札参加者が備えるべき必須の要件としない。
- なお、入札参加者は、採用が認められなかったVE提案や事前にVE提案として提出すべきであった内容を、入札書等及び提案書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。
- (4) 入札書等及び提案書の提出後、入札書等及び提案書に反映されたVE提案について、審査委員会において落札者決定基準に示す評価基準に従って評価する。

#### 5 実施設計図書の変更設計

選定事業者は、VE提案の採用が認められ、かつ入札書等及び提案書に反映したVE提案に基づき、事業契約締結後、実施設計図書を変更設計し、また実施設計図書の変更設計により必要となる建築基準法その他の法令に基づく所定の手続を行う。変更設計した実施設計図書を大学に提出し、内容の確認を受けること。

#### 6 費用の負担

VE提案に基づく実施設計図書の変更設計、実施設計図書の変更設計により必要となる建築基準法その他の法令に基づく所定の手続に要する費用は、入札金額に含めるものとする。なお、VE提案に要する費用は、入札参加者の負担とする。

#### 7 責任の所在

実施設計図書に関する責任は大学及び原設計者が負担し、VE提案内容、VE提案により変更された変更設計内容及びその変更設計が影響を及ぼす部分についての責任は選定事業者が負担する。大学が当該VE提案の採用を認めることをもって選定事業者の責任が軽減又は免除されるものではない。

#### 8 VE提案が実施できない場合

入札書等及び提案書に反映されたVE提案が選定事業者の責めに帰すべき事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合は、当該VE提案に係る部分について当初の実実施設計図書に基づいて工事を実施する。その際には、事前に大学に報告し、その確認を受けるものとし、この場合、当該VE提案を実施した場合の金額又は当該VE提案を実施しなかった場合の金額の

いずれか低廉な額を本件工事費とするとともに、本施設の引渡日を変更することはできないものとする。また、入札書等及び提案書に反映されたV E提案が選定事業者の責めに帰すべき事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合は、文部科学省又は大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止措置、又は「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止措置を行うことがある。

また、入札書等及び提案書に反映されたV E提案が選定事業者の責めに帰すことのできない事由により工事着工前又は工事中に実施不可能となった場合は、大学及び選定事業者は建設工期及び工事内容等について協議する。この場合、本件工事費の増額及び本施設の引渡日を変更することはできないものとする。

## 9 V E提案の内容の保護

V E提案の内容については、V E提案採否結果に係わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護する。

- (1) V E提案の採否の結果は、当該V E提案を行った入札参加者に個別に回答し、回答は非公表とする。
- (2) V E提案に係る採否の議事録等は非公表とする。
- (3) V E提案に関する採否の結果に係わらず、そのV E提案が一般的に使用されている状態であると大学が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、大学は無償で当該提案を使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- (4) 選定事業者の入札書及び提案書に反映されたV E提案は、本事業に関し、大学が無償で使用できるものとする。

## 10 著作権

実施設計図書に関する著作権は、大学及び原設計者に帰属する。V E提案に基づき変更された実施設計図書の著作権は、著作権法（昭和15年法律第48号）の規定するところにより、大学、原設計者及び選定事業者に帰属する。なお、当該著作権の帰属に係わらず大学が必要と認めるときには、大学は本施設の管理・運用を目的として実施設計図書（V E提案に基づき変更設計された実施設計図書を含む。）の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

## 添付資料

### 付帯事業提案要領

#### 1 目的

付帯事業は、選定事業者の提案（任意）により、本施設の教育・研究活動を福利厚生面等から支援することを目的として、実施するものである。

#### 2 付帯事業提案に関するスケジュール

付帯事業提案に関するスケジュールは、入札説明書（本文）による。

#### 3 付帯事業提案の範囲等

##### (1) 付帯事業の範囲

本施設の以下の項目を対象とする。

- 1) 大学から本施設の長期貸付を受ける付帯事業
  - ① 付帯事業の施設整備業務
  - ② 付帯事業の維持管理業務
  - ③ 付帯事業の運営業務
- 2) 大学から本施設の一時貸付を受ける付帯事業
  - ① 付帯事業の運営業務
- 3) 大学から本施設の長期貸付及び一時貸付を受けない付帯事業
  - ① 付帯事業の運営業務

##### (2) 付帯事業の実施

- 1) 大学から本施設の長期貸付を受ける付帯事業  
大学から本施設のうち「交流スペース（アウトリーチエリア）」、「リフレッシュスペース（各階）」、「その他の共用部分」の一部の長期貸付を受けて実施する。
- 2) 大学から本施設の一時的貸付を受ける付帯事業  
大学から本施設のうち「交流スペース（アウトリーチエリア）」、「リフレッシュスペース（各階）」、「その他の共用部分」の一部の一時的貸付を受けて実施する。
- 3) 大学から本施設の長期貸付及び一時貸付を受けない付帯事業  
大学から本施設の長期貸付及び一時貸付を受けないで実施する。

##### (3) 付帯事業の要求水準

- 1) 大学から本施設の長期貸付を受ける付帯事業  
大学に採用されかつ最終的に提案がなされた付帯事業提案に基づいて実施する。
- 2) 大学から本施設の一時的貸付を受ける付帯事業  
大学に採用されかつ最終的に提案がなされた付帯事業提案に基づいて実施する。
- 3) 大学から本施設の長期貸付及び一時貸付を受けない付帯事業  
大学に採用されかつ最終的に提案がなされた付帯事業提案に基づいて実施する。

#### (4) 付帯事業の変更

提案した付帯事業は、事業期間の途中で中止することはできないものとする。ただし、付帯事業の実施内容等については、付帯事業の開始（本施設の供用開始）から2年を経過した以降（3年目以降）であれば、入札説明書（主に要求水準書）を満たすこと、選定事業者の当初提案の趣旨を逸脱しないこと、利用者のニーズに配慮すること、かつ、競争の公平性が保たれる範囲において、付帯事業の内容等の変更について、大学と協議できるものとする。

#### (5) 付帯事業の事業期間

付帯事業の事業期間は、本体事業（本事業）の事業期間と同じとする。ただし、大学と協議の上、大学が承諾すれば、事業契約の完了後も継続して付帯事業（本事業とは別途の契約を締結）を行うことができるものとする。

### 4 付帯事業提案に関する採否

(1) 入札参加者から提出された付帯事業提案について、大学において各付帯事業提案の採否を行う。この時点では、付帯事業提案の優劣の評価は行わない。

(2) 付帯事業提案に関する採否の結果は、その理由を付し、当該付帯事業提案を行った入札参加者に個別に回答する。

(3) 付帯事業提案の採用が認められた入札参加者は、原則として、これを反映した入札書等及び提案書を提出する。なお、その後の検討により、付帯事業提案によりがたいことが判明した場合は、付帯事業提案辞退届を、入札書等及び提案書の提出期限の日の前日（平成26年9月30日（火）17時まで）までに提出する。

なお、付帯事業提案の提出及び付帯事業提案の採用の有無については、入札参加者が備えるべき必須の要件としない。ただし、入札参加者は、採用が認められなかった付帯事業提案や事前に付帯事業提案として提出すべきであった内容を、入札書等及び提案書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。

(4) 入札書等及び提案書の提出後、入札書等及び提案書に反映された付帯事業提案について、審査委員会において落札者決定基準に示す評価基準に従って評価する。

### 5 付帯事業の費用等

付帯事業の費用等の負担は、以下のとおりである。

#### (1) 大学から本施設の長期貸付を受ける付帯事業

項 目		負 担	
		大学 (※1)	事業者 (※2)
付 帯 事 業 の 施 設 整 備 業 務	大学の示す施設整備業務の標準仕様（大学に採用されかつ最終的に提案がなされたVE提案による変更設計を含む。なお、ここでのVE提案とは、付帯事業のために必要となる提案以外とし、付帯事業のために必要となる提案については付帯事業提案によるものとする。以下、本表において同じ。）に該当する（つまり、標準仕様のまま整備する）範囲 ※3	○	

	選定事業者の提案（大学に採用されかつ最終的に提案がなされた付帯事業提案による変更設計を含む。なお、ここでの付帯事業提案とは、原則として、大学から本施設の長期貸付を受ける部分に限るものとする。）により、大学の示す施設整備業務の標準仕様の範囲を超えて（あるいは替えて）付加される範囲		○
	大学の示す施設整備業務の標準仕様に回復（ただし、大学と選定事業者で協議が整えばこの限りではない。）		○
付帯事業の維持管理業務	付帯事業を行うために大学から本施設の長期貸付を受ける範囲の維持管理業務（維持管理業務に係る光熱水費を含む。）		○
	上記以外の維持管理業務（例えば、ミニカフェ等のホール（客席）部分の維持管理業務）	○	
付帯事業の運営業務	付帯事業を行うために大学から本施設の長期貸付を受ける範囲（ミニカフェ等の厨房・食品庫・従事者控室等と自動販売機等の設置場所等）の貸付料		○
	ミニカフェ等のホール（客席）部分の貸付料（当該部分は、交流スペースとして多目的に使用することを想定しているため、大学から本施設の長期貸付を受ける範囲外とするが、大学と協議の上、当該付帯事業の実施を目的として使用することを認めるものとする。）		不要
	付帯事業の運営業務に係る費用（光熱水費を含む。）		○

※ 標準仕様の一部を取止めて、付帯事業のために付加される範囲がある場合は、当該取止めた範囲に相当する施設整備業務に係る費用は、本事業のサービス購入費に含めない。

## (2) 大学から本施設の一時貸付を受ける付帯事業

項 目		負 担	
		大学 (※1)	事業者 (※2)
付帯事業の運営業務	付帯事業を行うために大学から本施設の一時的貸付を受ける範囲の使用料		○
	付帯事業の運営業務に係る費用（光熱水費を含む。）		○

## (3) 大学から本施設の長期貸付及び一時貸付を受けない付帯事業

項 目		負 担	
		大学 (※1)	事業者 (※2)
付帯事業の運営業務	付帯事業の運営業務に係る費用（光熱水費を含む。）		○

※ 上記(1)から(3)の共通事項

- 1) 負担の大学欄に「○」がある項目は、サービス購入費に含めるものとする。
- 2) 負担の事業者欄に「○」のある項目は、本事業のサービス購入費に含めず、選定事業者の直接の負担とする。
- 3) 上記の区分表によりがたい項目の取扱いについては、個別事情に応じて、大学と選定事業が協議を行い定めるものとする。